

令和7年9月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和7年9月10日（水） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、
榮恵、福永哲夫、齊藤進、松本誠一、
松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、
森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、渡辺真由美、金澤清二

農業委員欠席者：

事務局出席者：牛嶋寿男、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、山内秀一委員、村上卓也委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第11号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第12号 農用地第3条の届出について
- (3) 議案第25号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第26号 農地法第5条の許可申請について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第 11 号 農地法第 18 条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第 11 号農地法第 18 条の規定による通知が 3 件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 1 ページになります。報告第 11 号農地法第 18 条第 6 項による届出を 3 件ご報告いたします。

申請番号 1 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、売買のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載のとおりです。2 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 3 ページになります。申請番号 2 番です。所在は犬渕地区。地目については農振農用地の田が 4 筆と農振地域内農用地区域外の田が 6 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約に切り替えるための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載のとおりです。4 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 5 ページになります。申請番号 3 番です。所在は上仲間地区。地目については農振地域内農用地区域外の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約に切り替えるための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載のとおりです。6 ページに申請地の位置図を載せております。

(議長) ただいま事務局より報告のありました案件は、合意による解約になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第 12 号 農地法第 3 条の届出について

(議長) 続きまして、報告第 12 号農地法第 3 条の規定による届出が 2 件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 7 ページになります。報告第 12 号農地法第 3 条の規定による届出を 2 件ご報告いたします。

申請番号 1 番です。所在は上島地区。地目については田が 4 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は 8 ページになります。申請番号 2 番です。所在は上島地区。地目については田が 4 筆、畑が 3 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より報告のありました 2 件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第 25 号 農地法第 3 条の許可申請について

(議 長) 続きまして、議案第 25 号 農地法 第 3 条の規定による 許可申請が 2 件ございます。申請番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 9 ページになります。申請番号 1 番です。有償による所有権移転の案件です。所在は下仲間地区。農振地域内農用地区域外の畑が 2 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載の通りです。10 ページに申請地の位置図、11 ページに現地の写真を載せております。12 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(議長) 続きまして、申請番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 13 ページになります。申請番号 2 番です。有償による所有権移転の案件です。所在は下仲間地区。農振地域内農用地区域外の畑が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載の通りです。14 ページに申請地の位置図、15 ページに現地の写真を載せております。16 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 26 号 農地法第 5 条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第 26 号農地法第 5 条の許可申請が 2 件ございます。まず、申請番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 17 ページになります。申請番号 1 番です。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は建築条件付売買予定地となります。18 ページに位置図、19 ページに配置図、20 ページに排水計画図を載せております。生活雑排水については公共下水道に接続、雨水については地下浸透および既設排水路への放流となります。21 ページに現地の写

真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります渡辺委員から報告をお願いします。

(渡辺委員) 8月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、上島集落内にある役場からおおむね300m以内の区域内にある農地であるため、農地区分としては第3種農地になると思われます。

申請地は現在、大豆が耕作されておりますが、合意解約の手続き済みとなっております。

申請地の北側と西側に農地が隣接していますが、農地所有者には十分な説明がなされており、申請地も境界部分にはL型擁壁及び空洞ブロックを新設されるため、支障はないものと思われます。

建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況から転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は22ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第3種農地であり、目的については建築条件付売買予定地になります。農地区分と転用目的は適当、計画面積の妥当性も適当、また、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

(委 員) はい。(委員一同)

(議 長) 続きまして、申請番号 2 番について事務局より説明をお願いいたします。

(事 務 局) はい。資料は 23 ページになります。申請番号 2 番です。所在は上六嘉地区。農振地域内農用地区域外の畑が 2 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は宅地拡張となります。24 ページに位置図、25 ページに配置図を載せております。生活雑排水・汚水については公共下水道へ接続、雨水につきましては既設水路への放流となります。26 ページをご覧ください。始末書をご提出いただいております。一読いたします。…27 ページに現地の写真を載せております。事務局からは以上でございます。

(議 長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いします。

(福永委員) 9 月 1 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10 ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第 2 種農地になると思われます。申請地は、砂利敷きされており、今回、追認案件として申請されております。宅地拡張ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議 長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事 務 局) 資料は 28 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第 2 種農地であり、目的は宅地拡張となります。農地区分と転用目的は適当、農地以外の土地の利用見込みは確実、農地利用の集積への支障はないと認められること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上です。

(議 長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
無ければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

(委 員) はい。(委員一同)

(議 長) 本日提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議 長) 次回の農業委員会は10月10日、金曜日の9時予定です。
それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和7年9月10日

会長 下 田 司

委員 山 内 秀 一

委員 村 上 卓 也